

平成19年4月13日

各 位

(東京本社)東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
株式会社サンエー・インターナショナル
(コード番号:3605)
問 合 せ 先 経営企画部広報課
. 03 - 5467 - 9910

ジル スチュアート 全アジア商標権買収の件

当社は平成19年4月13日開催の取締役会において、ニューヨークコレクションブランドであるジル スチュアートの全アジア商標権の買収を決議しましたので、お知らせします。

記

1. 買収の内容

- (1) 対象商標権
米国ジル スチュアート社の保有する、JILLSTUART、JILLSTUART NEWYORK(子供服)、JILL by JILLSTUART(JILLSTUARTの2ndライン)の全アジア(韓国のみ除く)における婦人・子供アパレル及びアクセサリーの商標権
- (2) 買収価格
4,500万米ドル(約54億円)

2. 買収に至る経緯

- (1) 現在までの米国ジル スチュアート社との取組み
当社は1996年に日本で JILLSTUART のライセンス事業を開始し、その後2005年には子供服、2006年には香港、台湾で JILLSTUART のライセンス事業をスタート。
- (2) 米国ジル スチュアート社との関係強化
かねてより両社は一層の関係強化の枠組を協議してきたが、このたび当社のアジア展開と米国ジル スチュアート社の米国・欧州展開という事業分担・連携の意向が一致し、今回の買収合意に至った。

3. 買収による効果と今後の事業展開

- (1) グローバル化の推進
アパレル市場におけるグローバル化が加速し、世界に通用するブランドの重要性が一層高まる中で、当社は2004年のロンドンコレクションブランド MARGARET HOWELL の買収に続き、今回ニューヨークコレクションブランドである JILLSTUART の全アジアの権利を買収した。今後は、トレンド発信力の強いこの JILLSTUART を、現在展開中の Callaway Golf Apparel と共に海外(アジア)戦略の柱に据える。
- (2) 当社の事業リスク解消
一般にライセンスビジネスは、事由の如何にかかわらずライセンス元との契約が終了、解除または変更されるリスクを常に負っているため、積極策を採りづらい面があるが、今回の買収により、JILLSTUART 事業についてはこのリスクを解消し、当社の主体的事業展開が可能となった。
- (3) 新ラインの立上げ
2008年春夏以降から JILLSTUART の2ndライン立上げの予定。

4. 当社業績への影響と今後の見通し

平成19年8月期における当社の単独・連結の業績に与える影響は軽微であります。

以 上